

(仮称) 福山市立あけぼのこども園新築工事設計委託の設計者を選定するに当たり、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2024年(令和6年)10月1日

福山市長 枝広 直幹



1 業務概要

- (1) 業務名 (仮称) 福山市立あけぼのこども園新築工事設計委託
- (2) 業務内容 福山市曙町五丁目16番2号の福山市立あけぼの幼稚園敷地内に、幼保連携型認定こども園を新築するための基本設計及び実施設計
- (3) 業務履行期間 契約締結の日から2026年(令和8年)2月27日まで
※ 基本設計業務は2025年(令和7年)5月30日までに完了すること。

2 参加資格及び評価基準

(1) 技術提案書の提出者の資格要件

技術提案書の提出できる者の資格要件は、次のとおりです。

ア 単体企業の場合

- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (イ) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した場合、裁判所からの更生手続開始決定がされている者であること。
- (ウ) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (エ) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (オ) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (カ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (キ) 設計共同体の構成員として又は他の単体企業若しくは設計共同体の協力事務所と

して、今回のプロポーザルに参加していないこと。

(ク) 広島県内に本店、支店又はこれに準ずるものを有している者。

(ケ) 次の a～c に掲げる届出の義務を履行している者であること。

a 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

b 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

c 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

イ 設計共同体の場合

(ア) 設計共同体で今回のプロポーザルに参加しようとする場合の構成員の数は2者であること。

(イ) 構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）は、設計共同体において中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ出資比率が大きい者であること。

(ウ) 代表構成員及び構成員は、ア（ア）～（ク）に掲げる条件を全て満たす者であること。

(2) 技術提案書の提出者を選定するための評価基準

別紙1「技術提案書の提出者を選定するための基準」のとおりです。

(3) 技術提案書を特定するための評価基準

別紙2「技術提案書を特定するための基準」のとおりです。

3 手続等

(1) 担当課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

電話：084-928-1145

電子メール：hoiku-shisetsu@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 募集要項等の交付期間及び入手方法

ア 交付期間

2024年（令和6年）10月1日（火）から10月31日（木）午後5時まで

イ 入手方法

福山市ホームページ（<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>）からダウンロードすること。

(3) 受付期間

ア 参加意向申出書の受付期間

2024年（令和6年）10月1日（火）から10月31日（木）午後5時まで

イ 技術提案書の受付期間（技術提案書の提出者として選定された者に限る。）

2024年（令和6年）10月1日（火）から10月31日（木）午後5時まで

4 その他

詳細は、（仮称）福山市立あけぼのこども園新築工事設計委託に関するプロポーザル募集要項に定めるところによる。